

ブリッジ Bridge 2月号

トレンドニュース(令和6年12月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.24倍(前月比0.01P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,852人と前年同月比7.1%増加。

新規求職申込件数:1,190人と前年同月比7.1%減少。

⇒3ヶ月ぶりに新規求職者が減少し、人材確保がますます厳しくなっています。

是非ハローワークをご利用ください。

～ 36協定届の提出は、電子申請を利用しましょう!! ～

毎年、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)を適切に当署にご提出頂いておりますが、電子申請で届出を行うことにより、行政機関の窓口に行かなくても、自宅や職場から24時間365日いつでも手続きが可能となり、業務のペーパーレス化によるコスト削減も見込まれます。

つきましては、右記二次元コードから動画をご視聴いただき、これを機に電子申請の利用を検討していただきますよう、お願い申し上げます。

【Youtube動画二次元コード】



電子申請



本社一括届

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 時間外労働を行うには36(サブロク)協定が必要です。
- ◆ 賃金引き上げ特設ページを公開中!
- ◆ 2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります
- ◆ 保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について
～2025年4月以後に延長の可能性がある方向への留意点です～
- ◆ 2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します
- ◆ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況 ・職種別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和6年10月～令和6年12月)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ

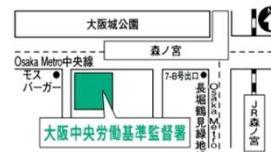


大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



時間外労働を行うには36(サブロク)協定が必要です。

「36協定締結告知期間」

(令和7年1月15日～2月14日)

～ み(3)んなで、む(6)すぼう! 36協定 ～

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

「法定労働時間」を超えて労働者に時間外労働(残業)や休日労働を行わせる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結、
- ・36協定の労働基準監督署への届出

が必要です。

36協定では「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」、「休日労働の日数の上限」を決めなければなりません。

時間外労働と休日労働には上限規制があります。




©2014 大阪府もすちゃん

36協定に関することは、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」までお気軽にご相談ください。

受付時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)

大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話番号は、大阪労働局のホームページに掲載しています。

検索 大阪労働局 労働基準監督署

主催:  厚生労働省大阪労働局

 大阪府

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1 株式会社ゆめの樹 洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE 2 栄研化学株式会社 医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE 3 南九施設株式会社 造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
 - ※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
 - ※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

* パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について ～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の3点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. **市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が1歳に達する日（*）までに行っていること**
2. **入所希望日を、子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること**

（注）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

- **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**



保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

- **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。**

例) 令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・入所申込書の写し
- ・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が1歳に達する日（*）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

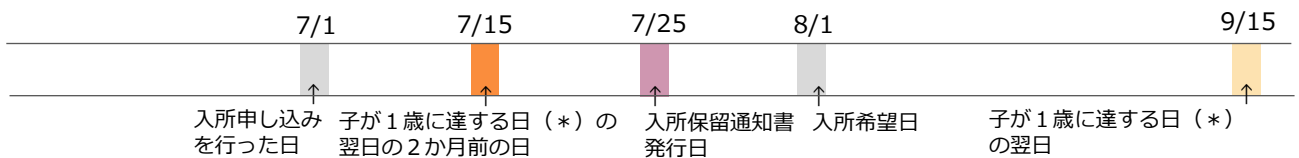
（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。
 - 発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - 発行年月日上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（*）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

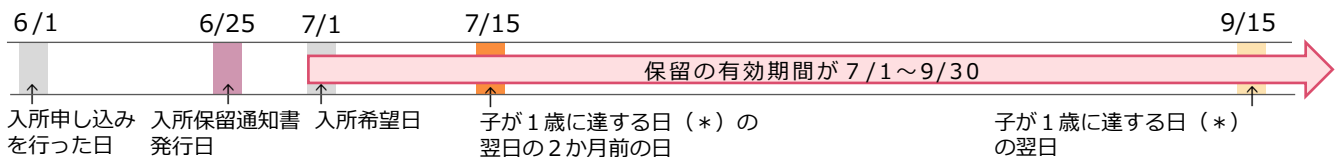
■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

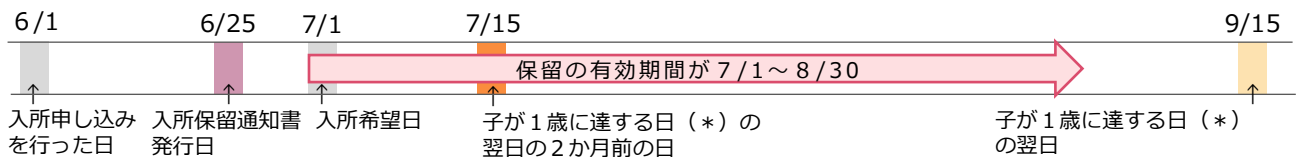
例②：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれている場合



※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込む必要があります。

* パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日の翌日」とは「子の1歳の誕生日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）の翌日」を「子が1歳6か月に達する日の翌日」と読み替えてください。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することとはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

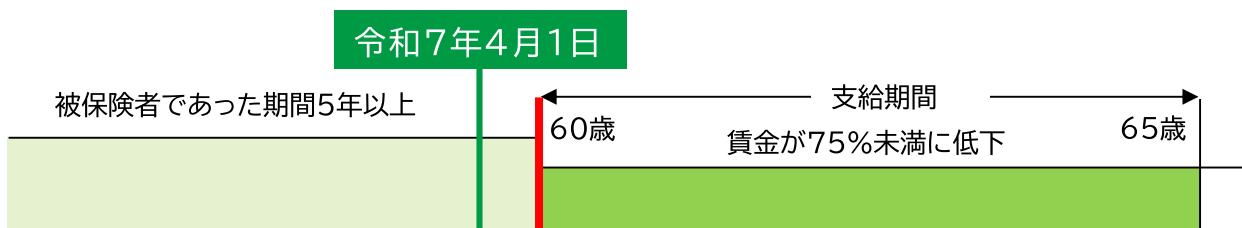
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

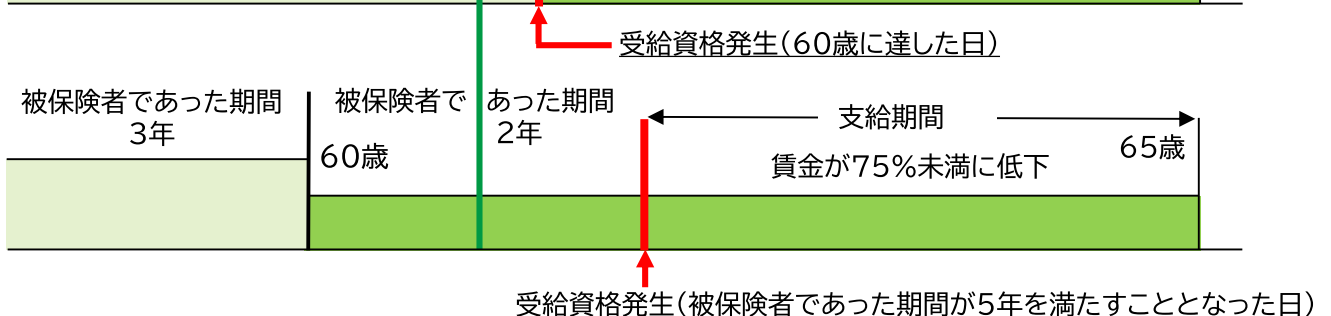
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて
被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。
なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。
※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年12月	前年同月	前年同月比	令和6年12月	前年同月	前年同月比
計	9,852	9,201	7.1	64,087	64,607	▲ 0.8
建設業	694	585	18.6	4,517	6,431	▲ 29.8
製造業	560	655	▲ 14.5	4,547	4,628	▲ 1.8
情報通信業	737	694	6.2	2,686	2,530	6.2
運輸業,郵便業	196	373	▲ 47.5	3,858	4,518	▲ 14.6
卸売業,小売業	748	1,012	▲ 26.1	5,390	6,855	▲ 21.4
学術研究,専門・技術サービス業	606	670	▲ 9.6	1,998	2,236	▲ 10.6
宿泊業,飲食サービス業	1,771	702	152.3	9,374	4,480	109.2
生活関連サービス業,娯楽業	145	145	0.0	1,983	2,195	▲ 9.7
教育,学習支援業	159	115	38.3	954	983	▲ 3.0
医療,福祉	1,795	1,955	▲ 8.2	16,588	17,851	▲ 7.1
サービス業（他に分類されないもの）	1,453	1,356	7.2	8,439	8,515	▲ 0.9

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和6年12月	前年同月	前年同月比	令和6年12月	前年同月	前年同月比
職業計	1,190	1,281	▲ 7.1	19,024	19,734	▲ 3.6
A 管理的職業従事者	11	6	83.3	77	71	8.5
B 専門的・技術的職業従事者	206	241	▲ 14.5	2,995	3,049	▲ 1.8
C 事務従事者	383	386	▲ 0.8	4,932	5,106	▲ 3.4
D 販売従事者	82	76	7.9	1,153	1,222	▲ 5.6
E サービス職業従事者	118	119	▲ 0.8	1,844	1,987	▲ 7.2
F 保安職業従事者	13	8	62.5	203	172	18.0
G 農林漁業従事者	5	4	25.0	64	60	6.7
H 生産工程従事者	47	54	▲ 13.0	950	946	0.4
I 輸送・機械運転従事者	27	35	▲ 22.9	663	625	6.1
J 建設・採掘従事者	5	2	150.0	197	200	▲ 1.5
K 運搬・清掃・包装等従事者	67	87	▲ 23.0	1,932	1,900	1.7

3. 就職件数の推移

	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
大阪東	332	308	434	531	476	435	396	446	348	322	370	321	280
大阪労働局	5,253	4,808	5,902	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275	5,516	6,248	5,583	5,139

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和6年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	17,008	7,295	2.33	111,404	92,484	1.20
01管理的職業	54	42	1.29	441	395	1.12
02研究・技術の職業	3,030	498	6.08	13,957	5,769	2.42
006開発技術者	276	43	6.42	1,630	640	2.55
007製造技術者	170	84	2.02	1,044	1,238	0.84
008建築・土木・測量技術者	1,101	55	20.02	3,813	676	5.64
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	983	193	5.09	4,684	2,062	2.27
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	194	362	0.54	958	3,889	0.25
017デザイナー	86	186	0.46	280	2,189	0.13
04医療・看護・保健の職業	1,015	231	4.39	9,206	3,484	2.64
023看護師、准看護師	481	129	3.73	4,067	1,632	2.49
024医療技術者	178	23	7.74	1,809	551	3.28
025栄養士、管理栄養士	118	16	7.38	1,382	300	4.61
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	68	20	3.40	538	312	1.72
028保健医療関係助手	98	13	7.54	924	296	3.12
05保育・教育の職業	285	96	2.97	2,503	1,341	1.87
029.031.032その他の保育・教育の職業	280	88	3.18	2,377	1,210	1.96
06事務的職業	1,865	2,370	0.79	10,980	26,312	0.42
033総務・人事・企画事務の職業	246	241	1.02	1,442	2,715	0.53
034一般事務・秘書・受付の職業	446	1,386	0.32	2,663	15,380	0.17
037医療・介護事務の職業	144	79	1.82	1,323	1,194	1.11
038会計事務の職業	289	226	1.28	1,206	2,327	0.52
039生産関連事務の職業	127	47	2.70	925	617	1.50
040営業・販売関連事務の職業	348	182	1.91	1,678	1,751	0.96
07販売・営業の職業	3,330	513	6.49	13,100	5,974	2.19
045販売員	1,100	145	7.59	4,744	2,098	2.26
048営業の職業	1,951	330	5.91	7,598	3,610	2.10
08福祉・介護の職業	1,472	269	5.47	14,039	3,864	3.63
049福祉・介護の専門的職業	541	125	4.33	5,338	1,439	3.71
050施設介護の職業	635	133	4.77	6,666	2,284	2.92
051訪問介護の職業	296	11	26.91	2,035	141	14.43
09サービスの職業	1,607	358	4.49	11,314	4,100	2.76
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	20	71	0.28	2,486	688	3.61
055飲食物調理の職業	551	112	4.92	4,959	1,427	3.48
056接客・給仕の職業	762	104	7.33	2,843	1,148	2.48
057居住施設・ビル等の管理の職業	125	35	3.57	393	400	0.98
10警備・保安の職業	691	41	16.85	3,718	535	6.95
12製造・修理・塗装・製図等の職業	950	332	2.86	9,439	4,872	1.94
071製品製造・加工処理工（金属製品）	210	58	3.62	2,522	1,130	2.23
072製品製造・加工処理工（食料品等）	43	26	1.65	627	386	1.62
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	245	75	3.27	1,506	849	1.77
074機械組立工	78	31	2.52	890	513	1.73
075機械整備・修理工	143	26	5.50	1,862	443	4.20
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	136	85	1.60	916	856	1.07
13配送・輸送・機械運転の職業	1,073	207	5.18	9,891	4,124	2.40
082配送・集荷の職業	295	80	3.69	1,663	1,265	1.31
083貨物自動車運転の職業	138	33	4.18	3,091	993	3.11
085乗用車運転の職業	418	42	9.95	2,723	641	4.25
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	193	19	10.16	1,078	530	2.03
14建設・土木・電気工事の職業	460	48	9.58	6,975	1,016	6.87
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	200	26	7.69	2,166	373	5.81
094電気・通信工事の職業	136	12	11.33	1,383	325	4.26
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	963	431	2.23	4,668	7,031	0.66
095荷役・運搬作業員	666	70	9.51	2,330	1,486	1.57
096清掃・洗浄作業員	157	79	1.99	971	1,067	0.91
（IT関連計）	1,933	603	3.21	9,851	6,545	1.51
（福祉関連計）	2,017	380	5.31	19,100	5,487	3.48
（介護関連小計）	1,385	226	6.13	13,532	3,362	4.02

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間より短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和6年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	10,416	3,666	2.84	68,362	57,509	1.19
02研究・技術の職業	55	58	0.95	270	828	0.33
007製造技術者	1	19	0.05	33	226	0.15
008建築・土木・測量技術者	17	7	2.43	109	108	1.01
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	11	14	0.79	38	205	0.19
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	310	98	3.16	786	994	0.79
017デザイナー	49	51	0.96	257	450	0.57
04医療・看護・保健の職業	642	167	3.84	5,534	2,358	2.35
023看護師、准看護師	428	95	4.51	2,836	1,296	2.19
024医療技術者	75	16	4.69	891	290	3.07
028保健医療関係助手	79	11	7.18	871	230	3.79
05保育・教育の職業	266	49	5.43	3,388	1,123	3.02
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	43	15	2.87	643	272	2.36
029.031.032その他の保育・教育の職業	223	34	6.56	2,745	851	3.23
06事務的職業	1,161	903	1.29	6,882	12,721	0.54
034一般事務・秘書・受付の職業	267	568	0.47	2,107	8,165	0.26
037医療・介護事務の職業	112	37	3.03	1,238	678	1.83
038会計事務の職業	216	56	3.86	512	739	0.69
040営業・販売関連事務の職業	74	25	2.96	404	410	0.99
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	210	67	3.13	624	697	0.90
07販売・営業の職業	415	116	3.58	2,779	2,061	1.35
045販売員	387	102	3.79	2,509	1,766	1.42
08福祉・介護の職業	1,261	143	8.82	12,350	2,487	4.97
049福祉・介護の専門的職業	143	57	2.51	2,247	776	2.90
050施設介護の職業	651	77	8.45	6,963	1,531	4.55
051訪問介護の職業	467	9	51.89	3,140	180	17.44
09サービスの職業	3,692	248	14.89	16,409	3,782	4.34
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	21	25	0.84	903	336	2.69
055飲食物調理の職業	1,936	98	19.76	11,257	1,685	6.68
056接客・給仕の職業	1,294	66	19.61	2,581	899	2.87
057居住施設・ビル等の管理の職業	319	37	8.62	835	533	1.57
10警備・保安の職業	334	22	15.18	3,121	451	6.92
12製造・修理・塗装・製図等の職業	295	75	3.93	2,322	1,374	1.69
071製品製造・加工処理工（金属製品）	17	6	2.83	231	192	1.20
072製品製造・加工処理工（食料品等）	85	14	6.07	726	272	2.67
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	135	29	4.66	661	366	1.81
074機械組立工	2	3	0.67	161	123	1.31
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	5	2	2.50	131	29	4.52
13配送・輸送・機械運転の職業	163	76	2.14	2,842	1,421	2.00
082配送・集荷の職業	43	26	1.65	663	424	1.56
083貨物自動車運転の職業	3	3	1.00	189	96	1.97
085乗用車運転の職業	97	33	2.94	1,407	516	2.73
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	9	7	1.29	169	106	1.59
14建設・土木・電気工事の職業	23	5	4.60	184	156	1.18
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	10	0	--	74	57	1.30
094電気・通信工事の職業	3	4	0.75	23	56	0.41
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,778	651	2.73	11,355	12,302	0.92
095荷役・運搬作業員	88	25	3.52	949	704	1.35
096清掃・洗浄作業員	1,360	144	9.44	7,114	2,993	2.38
097包装作業員	93	35	2.66	604	509	1.19
098選別・ピッキング作業員	72	28	2.57	756	774	0.98
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	165 298	419 140	0.39 2.13	1,932 1,023	7,322 1,513	0.26 0.68
（福祉関連計）	1,769	236	7.50	15,866	3,756	4.22
（介護関連小計）	1,282	123	10.42	12,358	2,213	5.58

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

中途採用者採用時賃金情報（令和6年10月～令和6年12月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
計		274	205	230	258	282	292	291	312	298	301	282	224
職業別	管理的職業	337	195	202	248	302	321	402	442	390	455	370	298
	専門的・技術的職業	295	203	231	280	312	319	309	335	319	321	314	256
	事務的職業	282	186	226	255	284	302	293	329	333	336	274	224
	販売の職業	273	228	236	260	270	286	299	318	306	321	363	277
	サービスの職業	257	202	235	247	273	281	276	281	260	258	260	200
	保安の職業	233	—	282	246	261	309	232	257	226	207	217	192
	農林漁業の職業	160	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生産工程の職業	241	179	211	233	242	236	268	263	253	259	255	247
	輸送・機械運転の職業	220	—	196	196	214	222	216	220	238	244	210	209
	建設・採掘の職業	272	212	240	250	292	267	292	335	379	277	318	244
	運搬・清掃・包装等の職業	234	221	223	245	250	254	240	232	224	250	220	202
産業別	建設業	279	209	234	257	285	285	275	312	321	326	330	294
	製造業	291	188	223	261	275	311	328	367	326	351	317	230
	情報通信業	325	154	232	301	340	367	383	401	387	532	330	283
	運輸業，郵便業	232	230	220	220	222	242	227	248	247	247	211	217
	卸売業，小売業	276	220	232	256	268	292	295	316	310	351	325	278
	学術研究，専門・技術サービス業	285	239	231	273	279	292	295	336	308	289	386	194
	宿泊業，飲食サービス業	257	186	226	235	265	273	295	291	298	282	266	280
	生活関連サービス業，娯楽業	271	207	218	225	292	280	342	335	343	263	200	157
	教育，学習支援業	249	—	235	227	285	358	217	213	219	300	215	250
	医療，福祉	265	187	233	269	294	272	269	294	259	252	243	225
サービス業 （他に分類されないもの）	250	206	223	239	279	266	250	269	274	292	246	186	
事業所規模別	4人以下	257	200	227	243	261	266	266	287	274	273	286	223
	5～29人	269	209	238	250	267	276	286	301	296	296	308	227
	30～99人	269	193	226	255	270	281	283	325	301	304	262	211
	100～299人	266	216	224	253	278	273	283	300	287	303	266	216
	300～499人	288	188	231	274	300	331	304	309	339	351	277	248
	500～999人	300	207	237	282	317	339	358	336	350	328	298	445
	1000人以上	290	210	229	263	324	333	310	336	283	277	259	217

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとまとめたもの。
 ※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
 ※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和6年10月～令和6年12月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
			24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳		
計		264	205	226	252	272	283	286	286	287	286	260	220
職業別	管理的職業	341	205	232	265	287	344	370	401	411	445	406	322
	専門的・技術的職業	286	210	233	272	297	310	310	313	302	304	292	259
	事務的職業	273	208	225	250	277	294	294	296	307	319	274	248
	販売の職業	278	211	233	251	271	285	298	304	350	358	271	234
	サービスの職業	242	198	224	240	257	262	264	258	243	238	230	197
	保安の職業	212	207	231	238	232	253	262	233	226	212	200	177
	農林漁業の職業	213	209	202	198	218	218	222	226	229	213	208	152
	生産工程の職業	233	194	210	227	236	240	250	249	246	234	229	203
	輸送・機械運転の職業	258	223	238	249	257	267	269	267	270	262	248	205
	建設・採掘の職業	263	216	228	251	268	277	292	302	308	282	312	249
	運搬・清掃・包装等の職業	234	199	217	234	239	247	238	244	246	244	228	200
産業別	建設業	271	216	228	254	272	285	290	309	316	306	314	256
	製造業	271	199	221	249	265	286	297	307	305	314	279	244
	情報通信業	309	197	239	285	317	340	366	372	382	384	378	243
	運輸業，郵便業	254	211	229	243	254	268	262	271	266	265	244	210
	卸売業，小売業	264	204	228	249	263	278	288	286	291	299	272	220
	学術研究，専門・技術サービス業	280	217	230	254	289	306	320	325	317	317	357	280
	宿泊業，飲食サービス業	244	190	219	238	254	262	280	268	259	268	247	225
	生活関連サービス業，娯楽業	239	209	213	227	246	253	255	276	291	262	238	237
	教育，学習支援業	278	193	226	254	287	319	322	319	301	324	237	242
	医療，福祉	260	199	229	265	282	275	270	265	256	257	244	222
サービス業 （他に分類されないもの）	256	208	225	238	263	276	269	275	304	294	225	190	
事業所規模別	4人以下	256	212	224	245	258	268	276	272	276	262	268	229
	5～29人	259	213	226	247	262	271	275	276	278	275	269	228
	30～99人	259	204	226	247	262	271	280	287	275	288	262	213
	100～299人	262	209	226	252	266	277	283	287	282	287	252	224
	300～499人	267	209	232	262	279	290	281	281	288	273	267	214
	500～999人	295	209	235	264	297	311	315	316	363	366	267	252
	1000人以上	271	180	220	258	298	325	319	302	283	256	217	179

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりまとめたもの。
 ※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
 ※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和6年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	238,321	328,421	244,872	234,885	308,592	241,366
01管理的職業	297,102	343,512	404,286	294,201	367,678	322,593
02研究・技術の職業	279,054	474,957	281,458	260,758	435,011	280,986
006開発技術者	240,014	408,237	287,500	238,944	402,156	309,412
007製造技術者	244,125	393,779	245,455	237,686	350,004	258,429
008建築・土木・測量技術者	308,828	549,834	327,000	290,570	479,260	314,632
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	253,517	409,130	241,250	246,779	430,866	261,371
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	232,945	318,055	231,081	236,272	345,455	241,264
017デザイナー	234,012	319,753	229,000	232,856	305,954	241,009
04医療・看護・保健の職業	255,884	301,602	297,895	247,643	296,166	272,972
023看護師、准看護師	277,781	324,675	294,231	263,059	309,043	284,060
024医療技術者	263,264	302,947	--	251,670	303,906	266,986
025栄養士、管理栄養士	203,600	240,208	223,333	214,148	253,412	218,298
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師	229,000	335,000	240,000	248,479	341,479	229,048
028保健医療関係助手	193,913	224,266	180,000	194,424	229,349	201,053
05保育・教育の職業	218,479	267,549	221,000	219,662	256,746	229,608
029.031.032その他の保育・教育の職業	218,211	268,423	221,000	220,205	257,546	231,399
06事務的職業	221,898	270,533	227,724	215,428	268,270	224,417
033総務・人事・企画事務の職業	225,883	292,852	235,500	225,851	293,209	251,495
034一般事務・秘書・受付の職業	209,277	245,510	218,623	206,822	245,346	212,288
037医療・介護事務の職業	198,986	234,980	215,714	199,924	236,791	203,165
038会計事務の職業	242,480	277,305	248,696	234,023	300,956	241,344
040営業・販売関連事務の職業	219,864	280,084	238,929	216,416	275,653	243,740
07販売・営業の職業	235,319	337,779	297,903	236,591	325,221	275,898
045販売員	203,432	250,078	222,308	223,490	291,201	224,760
048営業の職業	247,449	366,772	305,476	241,344	336,454	297,293
08福祉・介護の職業	237,150	268,512	224,667	233,527	265,434	224,989
049福祉・介護の専門的職業	245,234	284,869	223,750	246,929	282,618	228,146
050施設介護の職業	225,384	253,922	229,167	221,811	253,207	222,742
051訪問介護の職業	245,189	264,656	205,000	225,476	247,679	224,737
09サービスの職業	215,001	281,567	250,800	237,446	294,049	230,851
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	220,000	355,000	279,000	263,013	334,791	226,515
055飲食物調理の職業	220,506	272,820	273,333	229,265	274,366	246,538
056接客・給仕の職業	220,962	284,686	239,375	224,901	281,246	231,241
057居住施設・ビル等の管理の職業	190,862	204,541	224,000	199,186	215,514	198,261
10警備・保安の職業	201,038	224,652	215,714	199,258	222,588	203,723
12製造・修理・塗装・製図等の職業	219,424	306,993	237,586	219,248	301,712	237,388
071製品製造・加工処理工（金属製品）	219,450	300,606	226,000	222,225	306,591	242,811
072製品製造・加工処理工（食料品等）	208,425	255,925	197,500	219,486	264,868	217,021
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	208,706	263,638	238,000	211,130	276,105	230,093
074機械組立工	229,567	344,733	203,333	218,297	304,243	235,846
075機械整備・修理工	228,425	353,945	200,000	222,376	320,606	263,137
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	242,194	360,234	284,286	226,131	329,491	239,896
13配送・輸送・機械運転の職業	222,523	261,774	240,000	239,731	292,648	252,143
082配送・集荷の職業	218,954	246,873	226,667	228,898	272,751	242,203
083貨物自動車運転の職業	254,312	306,712	316,667	261,597	328,772	282,600
085乗用車運転の職業	220,044	245,081	212,500	222,860	254,611	246,931
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	213,280	258,317	200,000	231,845	290,324	238,000
14建設・土木・電気工事の職業	242,425	388,322	243,333	239,896	356,733	266,736
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	244,748	399,782	300,000	233,628	352,274	269,796
094電気・通信工事の職業	236,218	374,846	215,000	238,177	364,658	279,762
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	209,577	240,194	188,095	214,769	261,280	204,560
095荷役・運搬作業員	224,566	272,526	200,000	218,414	267,332	211,350
096清掃・洗浄作業員	202,147	214,940	204,000	215,245	257,401	196,628
（IT関連計）	253,004	401,775	256,600	247,381	413,889	258,526
（福祉関連計）	247,881	282,687	258,302	239,651	275,707	249,946
（介護関連小計）	234,596	266,350	225,600	231,119	262,754	224,011

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和6年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,220	1,295	1,222	1,228	1,325	1,208
02研究・技術の職業	1,889	2,565	2,383	1,418	1,835	1,516
007製造技術者	--	--	--	1,223	1,306	1,258
008建築・土木・測量技術者	2,402	3,409	--	1,512	2,128	1,498
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,120	1,300	--	1,164	1,379	1,480
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,595	1,834	1,336	1,200	1,311	1,529
017デザイナー	1,138	1,294	1,114	1,204	1,383	1,269
04医療・看護・保健の職業	1,783	1,931	1,574	1,685	1,863	1,629
023看護師、准看護師	1,843	1,940	1,488	1,711	1,846	1,629
024医療技術者	1,772	2,007	1,600	1,740	1,994	1,707
028保健医療関係助手	1,257	1,389	1,114	1,205	1,315	1,152
05保育・教育の職業	1,389	1,901	1,267	1,273	1,397	1,245
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,114	1,243	1,200	1,183	1,283	1,195
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,517	2,205	1,300	1,291	1,419	1,265
06事務的職業	1,212	1,343	1,181	1,186	1,296	1,171
034一般事務・秘書・受付の職業	1,212	1,316	1,172	1,185	1,278	1,159
037医療・介護事務の職業	1,274	1,424	1,179	1,182	1,278	1,143
038会計事務の職業	1,310	1,560	1,277	1,248	1,442	1,236
040営業・販売関連事務の職業	1,160	1,254	1,114	1,178	1,306	1,240
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,144	1,251	1,157	1,142	1,216	1,164
07販売・営業の職業	1,114	1,127	1,131	1,203	1,362	1,155
045販売員	1,114	1,114	1,135	1,204	1,373	1,146
08福祉・介護の職業	1,247	1,368	1,246	1,265	1,399	1,193
049福祉・介護の専門的職業	1,213	1,336	1,257	1,290	1,420	1,206
050施設介護の職業	1,243	1,347	1,238	1,237	1,330	1,179
051訪問介護の職業	1,270	1,415	--	1,319	1,574	1,238
09サービスの職業	1,152	1,175	1,145	1,129	1,186	1,133
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,191	1,475	1,200	1,114	1,355	1,173
055飲食調理の職業	1,133	1,161	1,131	1,120	1,159	1,122
056接客・給仕の職業	1,155	1,168	1,151	1,150	1,210	1,144
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,188	1,197	1,149	1,165	1,173	1,140
10警備・保安の職業	1,170	1,252	1,338	1,176	1,263	1,145
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,160	1,318	1,182	1,168	1,273	1,191
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,200	1,200	1,233	1,220	1,412	1,236
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,140	1,177	1,117	1,157	1,219	1,126
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,151	1,217	1,114	1,131	1,191	1,126
074機械組立工	--	--	--	1,157	1,209	1,165
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,120	1,200	--	1,127	1,180	1,114
13配送・輸送・機械運転の職業	1,201	1,298	1,180	1,208	1,284	1,160
082配送・集荷の職業	1,199	1,396	1,126	1,204	1,324	1,153
083貨物自動車運転の職業	--	--	1,200	1,361	1,480	1,202
085乗用車運転の職業	1,205	1,264	1,226	1,171	1,238	1,177
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,200	1,200	--	1,286	1,365	1,152
14建設・土木・電気工事の職業	1,500	1,700	1,200	1,298	1,630	1,291
091建設の職業（建設躯体工の職業を除く）	--	--	--	1,358	1,697	1,150
094電気・通信工事の職業	1,500	1,700	1,200	1,333	1,667	1,366
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,125	1,140	1,133	1,136	1,169	1,127
095荷役・運搬作業員	1,160	1,210	--	1,176	1,256	1,123
096清掃・洗浄作業員	1,123	1,134	1,114	1,134	1,156	1,115
097包装作業員	1,120	1,182	1,114	1,141	1,194	1,114
098選別・ピッキング作業員	1,150	1,200	1,143	1,139	1,204	1,127
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （IT関連計）	1,142	1,153	1,151	1,126	1,183	1,148
（福祉関連計）	1,167	1,378	1,763	1,204	1,369	1,313
（介護関連小計）	1,444	1,564	1,384	1,385	1,524	1,394
（介護関連小計）	1,247	1,367	1,236	1,263	1,397	1,187

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2024年12月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	2	5	34	TOEIC(600点～)	24	181	9	33
第三種電気主任技術者	8	73	19	135	日本語検定1級	25	196	0	3
1級電気工事施工管理技士	4	32	10	44	日本語検定3級	5	105	0	0
2級電気工事施工管理技士	1	26	12	79	日商簿記1級	14	123	0	20
一級建築士	6	79	79	302	日商簿記2級	166	1,707	55	312
二級建築士	10	134	35	292	日商簿記3級	167	1,799	63	376
1級建築施工管理技士	4	67	77	359	簿記能力検定(全経2級)	11	80	2	13
2級建築施工管理技士	4	48	64	315	運行管理者(貨物)	9	151	0	61
1級土木施工管理技士	13	111	151	509	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	8	90	1	20
2級土木施工管理技士	3	70	138	495	医療事務資格	23	263	4	86
1級造園施工管理技士	1	17	1	37	登録販売者(一般医薬品)	13	203	1	130
薬剤師	21	233	42	513	理容師	6	35	0	1,110
保健師	11	133	19	156	美容師	49	468	23	1,487
助産師	3	54	2	26	ネイリスト技能検定試験2級	1	37	0	11
看護師	138	1,598	611	4,400	ネイリスト技能検定試験3級	5	51	0	9
准看護師	25	390	290	2,294	調理師	88	1,018	392	2,480
臨床検査技師	7	84	14	127	警備員検定試験(1級)	0	2	1	1
理学療法士	4	98	80	817	警備員検定試験(2級)	1	7	1	1
作業療法士	3	57	71	701	大型自動車免許	46	961	44	1,189
歯科技工士	4	53	8	37	大型自動車第二種免許	18	366	2	274
歯科衛生士	17	222	18	392	普通自動車免許	1,962	28,628	151	2,954
診療放射線技師	1	40	11	59	普通自動車第二種免許	38	433	184	1,147
言語聴覚士	3	26	49	382	大型特殊自動車免許	6	165	3	65
管理栄養士	22	302	107	660	自動二輪車免許	38	821	55	258
栄養士	32	473	177	1,322	原動機付自転車免許	10	293	415	968
あん摩マッサージ指圧師	1	18	37	228	牽引免許	8	273	1	212
はり師	4	59	46	265	フォークリフト運転技能者	137	3,149	234	2,563
きゅう師	4	56	23	215	中型自動車免許	13	353	107	1,751
柔道整復師	5	87	42	242	中型自動車第二種免許	3	46	1	60
臨床心理士	1	18	188	247	8トン限定中型自動車免許	16	462	47	943
社会福祉士	20	254	132	1,119	危険物取扱者(乙種)	45	842	38	266
介護福祉士	110	1,548	751	7,494	危険物取扱者(丙種)	4	68	3	62
保育士	71	1,263	285	3,306	溶接技能者	1	32	2	17
ホームヘルパー1級	5	50	36	290	ガス溶接技能者	12	276	0	116
ホームヘルパー2級	74	1,083	541	3,998	アーク溶接技能者(基本級)	7	154	2	96
精神保健福祉士	7	88	82	510	二級自動車整備士	8	97	6	185
介護支援専門員(ケアマネージャー)	17	361	90	1,291	三級自動車整備士	1	50	4	173
介護職員基礎研修修了者	2	37	24	253	自動車検査員	2	31	0	61
福祉用具専門相談員	4	85	9	89	2級ボイラー技士	9	164	36	102
介護職員初任者研修修了者	62	846	1,035	8,786	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	1	92	2	42
介護職員実務者研修修了者	26	360	444	4,431	移動式クレーン運転士	3	155	1	99
税理士	2	19	3	39	小型移動式クレーン運転技能者	12	204	2	115
社会保険労務士	13	113	22	64	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	32	0	41
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	57	968	53	1,194	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	3	115	8	155
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	18	297	38	383	玉掛技能者	34	1,139	58	740
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	41	533	10	102	第一種電気工事士	9	164	21	271
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	79	766	239	569	第二種電気工事士	39	728	147	1,051
管理業務主任者	6	66	9	32	足場の組立て等作業主任者	1	41	8	104
実用英語技能検定2級	56	564	6	25	1級管工事施工管理技士	5	36	38	97
TOEIC(730点～)	52	418	5	16	2級管工事施工管理技士	0	27	40	132